明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三〇）　二

〔省　令〕

○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**三一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三二）
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**同**三三）
○除籍が滅失した件（**法務**三六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**三〇六～三一〇）
○肥料を登録した件（**同**三一一）
○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**九五）　六
○高速自動車国道に関する件（**同**九六）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**八）
○道路に関する件（**関東地方整備局**三八）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一三）

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕

内閣　宮内庁　八

〔官庁報告〕

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）

〔公　告〕

諸事項

官庁

公認会計士懲戒処分、有権者申出方、少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し関係　一〇
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害に対し、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十号

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第二十条」の下に「、第二十二条」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

省　令

○国土交通省令第九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十四条の二　（略） （職権の委任） **第二百四十条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。 一～五　（略）	**第二十四条の三**　（略） （職権の委任） **第二百四十条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。 一～五　（略）

六　法第二十条第一項の規定による認定（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて法第二十条第一項の認定を申請する者（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者であつて、同項第四号の能力について同項の認定を申請するものを除く。第四十五号イにおいて同じ。）に係るもの

ロ・ハ　（略）

ニ　特定本邦航空運送事業者（法第百十三条の二第一項の許可を受けた受託者（特定本邦航空運送事業者から委託を受けた者に限る。）を含む。次号ニ、第六号の三ハ、第四十五号ニ及び第四十六号ハにおいて同じ。）であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を申請するもの又は受けたものに係るもの

六の二　法第二十条第二項の規定による認可（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて法第二十条第二項の認可を申請する者（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者であつて、同条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものを除く。）に係るもの

ロ・ハ　（略）

ニ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの

六の三　法第二十条第四項の規定による届出の受理（次に掲げるものを除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの

六　法第二十条第一項の規定による認定（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて認定を申請する者に係るもの

ロ・ハ　（新設）

六の二　法第二十条第二項の規定による認可（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて認可を申請する者に係るもの

ロ・ハ　（略）
（新設）

六の三　法第二十条第四項の規定による届出の受理（次に掲げるものを除く。）

イ・ロ　（略）
（新設）

七～四十四　（略）	七～四十四　（略）
四十五　第三十二条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）	四十五　第三十二条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）
イ　初めて法第二十条第一項の認定を申請する者が選任する確認主任者に係るもの	イ　初めて認定を申請する者が選任する確認主任者に係るもの
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
ニ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を申請するもの又は受けたものが選任する確認主任者に係るもの	（新設）
四十六　第三十五条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）	四十六　第三十五条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの	（新設）
四十七～六十五　（略）	四十七～六十五　（略）
2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。	2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
一　（略）	一　（略）
二　法第二十条第六項の規定による権限（型式証明保有者等であつて同条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたもの又は同項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るものを除く。）	二　法第二十条第六項の規定による権限（型式証明保有者等であつて同条第一項の能力について同項の認定を受けたもの又は同項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るものを除く。）
三～九　（略）	三～九　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。